

○西播磨水道企業団郵便応募型制限付一般競争入札実施要領

(令和 6 年 3 月 28 日訓令第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、西播磨水道企業団制限付一般競争入札実施要綱(平成 21 年訓令第 11 号。以下「制限付入札要綱」という。)第 6 条第 2 項第 2 号に定める郵便方式(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、制限付入札要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の公募)

第 2 条 郵便入札における入札参加者の公募は、西播磨水道企業団の契約に関する規程(昭和 48 年管理規程第 25 号。以下「契約規程」という。)第 3 条に規定する事項(以下「募集情報」という。)を次に掲げる方法で公表することにより行うものとする。

(1) 西播磨水道企業団のホームページへの掲載

(2) 契約担当課における閲覧

(入札参加申込み等)

第 3 条 郵便入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して募集情報に定められた期限までに、企業長に提出しなければならない。

(1) 西播磨水道企業団郵便応募型制限付一般競争入札参加申込書(様式第 1 号)

(2) その他対象工事ごとに定める書類

2 前項に規定する書類を提出する場合は、入札書(契約規程様式第 2 号)を任意の封筒に封入封かんした上で、企業長が指定する専用封筒を使用し、一般書留(簡易書留及び特定記録を除く。)により郵送しなければならない。この場合において、当該書留は、相生郵便局留め置きとしなければならない。

(資格審査及び通知)

第 4 条 企業長は、前条の規定により提出された内容を審査し、適当と認めた者を、入札参加資格を有する者とする。

2 制限付入札要綱第 7 条の規定にかかわらず、資格審査の結果は通知しない。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(西播磨水道企業団郵便応募型一般競争入札実施要綱の廃止)

2 西播磨水道企業団郵便応募型一般競争入札実施要綱(平成 19 年訓令第 11 号)は、廃止する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

西播磨水道企業団郵便応募型制限付一般競争入札参加申込書

[別紙参照]